

# 入退院支援加算及び地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料）の施設基準に係る専従職員等の配置について【注意喚起】

（令和7年1月15日 北海道厚生局医療課）

A246入退院支援加算及び A308-3地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料）の施設基準については、以下の事項に留意し、届出・運用をお願いいたします。

## 施設基準（専従職員等の配置）に係る主な要件〈抜粋〉

- ① 当該保険医療機関内に、入退院支援及び地域連携業務を担う部門（以下「入退院支援部門」という。）が設置されていること。
- ② 当該入退院支援部門に、入退院支援及び地域連携に係る業務に関する十分な経験（以下単に「経験」という。）を有する**専従の看護師又は専従の社会福祉士**が配置されていること。
- ③ 当該入退院支援部門に、**専従の看護師が配置されている場合には、経験を有する専任の社会福祉士が、専従の社会福祉士が配置されている場合には、経験を有する専任の看護師が配置されていること。**
- ④ 入退院支援及び地域連携業務に**専従する看護師又は社会福祉士**が、当該加算の算定対象となっている各病棟に専任で配置されていること。【入退院支援加算1のみ】
- ⑤ 入院前支援を行う者として、当該入退院支援部門に、入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する**専従の看護師**が1名以上**又は**入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する**専任の看護師及び専任の社会福祉士**がそれぞれ1名以上配置されていること。【入院時支援加算のみ】

※取扱い通知：基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和6年3月5日保医発0305第5号）

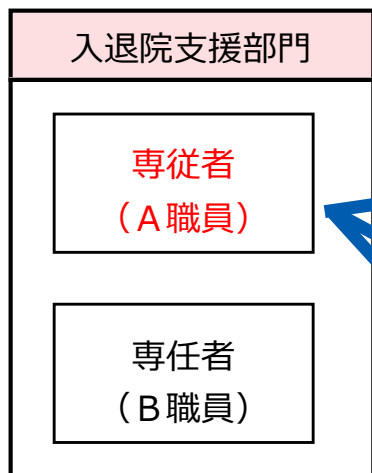
- 専従職員が他の業務を行っていること、入退院支援及び地域連携業務に専従する専任職員が専従業務以外の業務を行っていることが散見されますので、改めて「取扱い通知」をご確認いただき、適切な届出・運用をお願いいたします。
- また、上記に加え、A234-3患者サポート体制充実加算の施設基準に係る要件（相談窓口専任の医師、看護師、薬剤師、社会福祉士等を常時1名以上配置していること）についても、ご留意いただく必要があります。
- 各保険医療機関において、院内の体制について再度ご確認ください。不明な点等がある場合については、当局ホームページに掲載している「疑義照会フォーム」等を利用し、照会ください。

# 入退院支援加算及び地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料）の施設基準に係る専従職員等の配置について【注意喚起】

（令和7年1月15日 北海道厚生局医療課）

#	届出・運用に誤りが多い施設基準の要件	ポイント	届出・運用に誤りがあった実例
1	<b>入退院支援部門</b> に経験を有する <b>専従の看護師又は専従の社会福祉士</b> が配置されていること	専従の看護師又は社会福祉士が、入退院支援部門以外の業務に従事していないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>病棟において、入退院支援及び地域連携業務に従事している</li> <li>病棟や外来において、看護業務に従事している</li> <li>患者サポート体制充実加算における相談窓口の専任者として配置されている</li> </ul>
2	<b>入退院支援及び地域連携業務に専従する</b> 看護師又は社会福祉士が、当該加算の算定対象となっている <b>各病棟に専任</b> で配置されていること【入退院支援加算1のみ】	病棟専任の看護師又は社会福祉士が、入退院支援及び地域連携業務以外の業務に従事していないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>病棟や外来において、看護業務に従事している</li> <li>患者サポート体制充実加算における相談窓口の専任者として配置されている</li> </ul>

## 届出・運用を誤った専従職員等の配置<実例>



入退院支援部門の専従者が入退院支援部門以外の従事は不可

※2 許可病床数が200床未満の保険医療機関については一部例外あり。

